

おおた

令和5(2023)年

4月6日号

区報



大田区議会議員選挙
大田区長選挙

発行：大田区 編集：選挙管理委員会事務局
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

☎ 5744-1465 FAX 5744-1540

HP <https://www.city.ota.tokyo.jp/>

LINE @otacity

Twitter @city_ota

大田区議会議員選挙 大田区長選挙



選挙の
めいすいくん

投票
日時

4月23日(日) 午前7時～午後8時

告示日：4月16日(日)

投票できる方

原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成17年4月24日以前に生まれた
- ②大田区の選挙人名簿に登録されていること
(大田区に住民登録の届け出をした日から令和5年4月15日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)



新型コロナウイルス感染防止対策

投票所では、皆さんに安心して投票していただけるよう感染防止対策を行います。

【皆さんへのお願い】

- 混雑緩和のため期日前投票制度をご利用ください。
月～金曜、午前10時までが比較的すいています。また、期日前投票の最終日4月22日(土)は混雑が予想されますので、お早めに投票ください。
- 筆記用具はご自身のものも使用できます。その場合は、鉛筆(シャープペンシル可)をお持ちください。

選挙公報は各世帯に配布します

選挙公報は4月19日(水)ごろから各世帯に順次配布します。なお、区役所本庁舎1階受付、地域庁舎、特別出張所、図書館、文化センター、老人いこいの家などの区施設、区内の公衆浴場でも配布しますのでご利用ください。区HPにも掲載します。

選挙公報は、4月16日(日)の立候補届出受付終了後、印刷を行うため、届くまでに日数がかかります。区HPの積極的な利用をお願いします。

目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したCDをご用意しています。希望する方は、事前に問合先までお問い合わせください。



住所を異動した方、これから異動する方の投票

転居	大田区内	投票所
	3月31日以前に転居届を出した方	新住所地
	4月1日以降に転居届を出した方	前住所地

転入	他市区町村⇒大田区	投票の可否
	1月15日以前に転入届を出した方	投票できます
	1月16日以降に転入届を出した方	投票できません

転出	大田区⇒他市区町村	投票の可否
	投票する日より前に転出した方	投票できません

投票の順序と方法

1 大田区議会議員選挙

「薄いオレンジ色」の投票用紙に候補者氏名を記入し、投票してください。

薄い
オレンジ

2 大田区長選挙

「白色」の投票用紙に候補者氏名を記入し、投票してください。

白色

以下の地区は投票所が変更となります

第52投票所(旧投票所：大田生活実習所)

▶対象地区 本羽田一丁目4～7、19～22、26～30、本羽田二丁目全域、萩中一丁目5～9、萩中二丁目全域、南蒲田三丁目3～5、11～14

今回投票所 ▶ 中萩中小学校(萩中2-14-1)

第69投票所(旧投票所：大田区民プラザ)

▶対象地区 下丸子三・四丁目全域

今回投票所 ▶ ザ・リバープレイス プレイスマール(下丸子4-21-13)

期日前投票・不在者投票のご案内

期日前投票

◆投票日当日に次の理由などで投票所へ行けない場合は、期日前投票を利用できます。

理由例

- ① 仕事や旅行の予定がある
- ② 入院や出産などの予定があるため、外出ができない
- ③ 天災・悪天候で投票所に行けない
- ④ 投票日当日の混雑により、
新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される



事前に入場整理券の裏面に必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。

※投票所に入場整理券の持参を忘れた方

期日前投票所に用意している「投票用紙請求書」に記入していただきます。

期日前投票所	期日前投票期間
大田区役所本庁舎2階 (蒲田5-13-14)	4月17日(月)～22日(土) 午前8時30分～午後8時
特別出張所	

※期日前投票は、入場整理券に記載された投票区にかかわらず、区役所本庁舎、区内全ての特別出張所で投票できます

※千束特別出張所の投票所は2階ですが、建物にエレベーターはありません

ほかの市区町村での不在者投票

仕事や帰省などで投票日当日か期日前投票期間に投票所に行けない方は、滞在地(出張先・帰省先など)で投票をすることができます。以下の要領で投票用紙を請求してください。詳細は区HPをご覧ください。

詳細は
コチラ



① 入場整理券か不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入し、問合先へ持参か郵送(マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで申請ができます)

② 選挙管理委員会が4月14日以降に投票用紙を郵送

③ 4月17日(月)～22日(土)に滞在地の選挙管理委員会で投票

※投票場所や時間などは、滞在地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などを行っている方で、外出自粛要請か隔離・停留の措置に係る期間が、4月17日(月)～23日(日)にかかる見込まれる方は、自宅などで投票ができます。詳細はお問い合わせください。

指定施設(病院、老人ホームなど)での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その施設で不在者投票ができます。各施設の担当者へお尋ねください。



郵便等による不在者投票

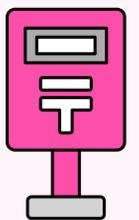
「郵便等投票証明書」をお持ちの方が、自宅などで投票できる制度です。

◆「郵便等投票証明書」をお持ちの方

- ① 選挙管理委員会から「投票用紙請求書」を郵送します。
- ② 必要事項を記入後、4月19日(水)必着で問合先へ返送してください。

◆新たに「郵便等投票証明書」を希望する方

身体障害者手帳などをお持ちの方で、下記いずれかの条件に該当し、自書できる方が申請することができます。該当の方は、至急、問合先へご連絡ください。



◆身体障害者手帳をお持ちの方

- 両下肢、体幹、移動機能の障害(いずれか1つが1級または2級)
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害(いずれか1つが1級または3級)
- 免疫または肝臓の障害(1級から3級)

◆介護保険被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分が要介護5

◆代理記載制度

上記の郵便等投票の条件に該当し、身体障害者手帳に「上肢機能障害か視覚障害が1級」の記載がある場合は、自書できない方に限り、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人が、投票の記載を行うことができます。

※ご不明な点は、お問い合わせください

誰もが投票しやすい投票所

体が不自由などの理由で文字が書けない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に候補者氏名を記載します。投票の秘密は固く守ります。

また、投票所には点字で書かれた候補者氏名等の一覧表と点字器を備えていますので、点字による投票もできます。ご自分の点字器を使うこともできます。

全ての投票所に車椅子、点字器、老眼鏡、ルーペ、文鎮、投票用紙すべり止めシートなども用意しており、投票所に段差がある場所に、スロープを設置しています。



開票は翌日です

日時 4月24日(月)午前8時から
場所 大森スポーツセンター
(大森本町2-2-5)